

令和5年2月10日

令和4年度第6回臨時松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和4年度第6回臨時松本市教育委員会付議案件

[議案]

第1号 松本市学校運営協議会規則の制定について

[その他]

議案第 1 号

松本市学校運営協議会規則の制定について

1 趣旨

令和5年度から国型を導入するコミュニティ・スクールのモデル校において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づいた学校運営協議会を設置するにあたり、「松本市学校運営協議会規則」を制定することについて協議するものです。

2 国型コミュニティ・スクールについて

資料1のとおり

3 規則（案）

資料2のとおり

4 施行期日

令和5年4月1日

| | |
|----|-------------|
| 担当 | 生涯学習課・中央公民館 |
| 課長 | 石川 善啓 |
| 電話 | 32-1132 |

国型のコミュニティ・スクールについて

1 概要

- (1) コミュニティ・スクール（以下「CS」という。）とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第47条の5に基づく学校運営協議会を設置している学校であり、平成29年の法改正で教育委員会に設置することが努力義務とされています。
- (2) 学習指導要領の基本的理念である「社会に開かれた教育課程」の実現には、CSと地域学校協働活動を一体的に進めることが必要（文部科学省）とされています。
- (3) 松本市では、これまで松本版コミュニティスクールとして、様々な活動を通して、学校と地域が連携し、地域の子どもたちを地域で育てる意識を醸成してきました。子どもや地域を取り巻く課題が複雑化する中、法に基づく国型CSを導入することで、地域に開かれた学校づくりを一層進めるため、令和5年度に、モデル校へ国型CSを導入し、効果検証を行い、今後のあり方について検討するものです。
- (4) また、モデル校には、学校の負担軽減と円滑なCS事業の実施のため、新たに地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を配置し、事業を進めます。

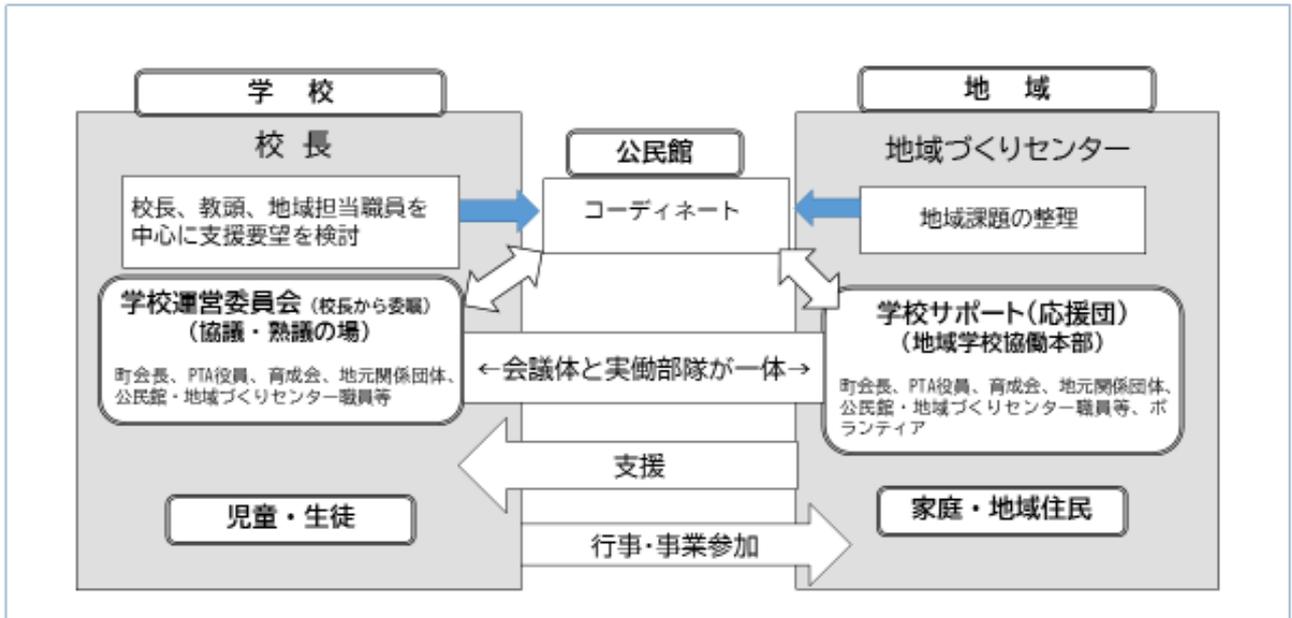
2 従来の松本版との違いについて

(1) 学校運営委員会（従来）と学校運営協議会（モデル校）の比較表

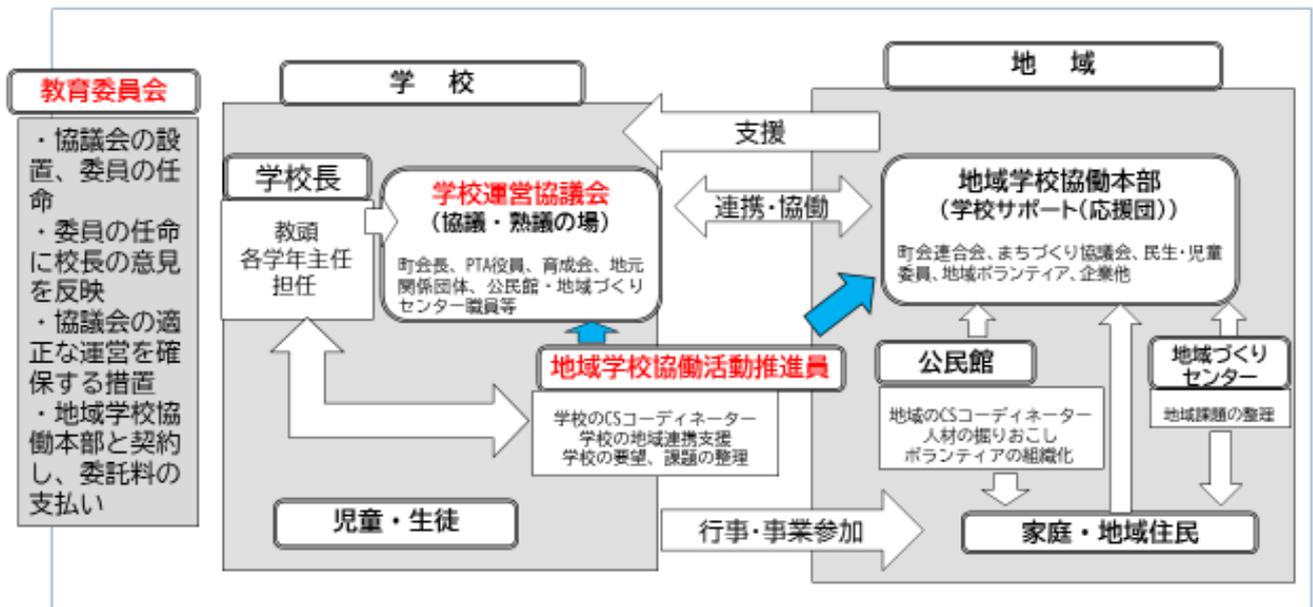
| | 学校運営委員会（従来） | 学校運営協議会（モデル校） |
|------|--|---|
| 根拠法令 | なし | あり（地教行法。法に基づく委員） |
| 委員 | 校長が委嘱 | 教育委員会が任命（校長が委員について意見を述べるができる）→特別職の公務員 |
| 委員構成 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民（自治会・公民館・ボランティア団体等の代表等） ・保護者 ・コーディネーター ・校長 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民 ・保護者 ・地域学校協働活動推進員等 ・ほか教育委員会が必要と認めるもの（学識経験者など） ・関係行政機関の職員 等 |
| 主な役割 | 学校運営委員会 ①学校運営への参画 <ul style="list-style-type: none"> ・目指す子ども像や学校運営について話し合う ②協働活動（学校支援） ③学校関係者評価 | 学校運営協議会 ○学校運営への参画 <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営の基本方針を承認 ・学校運営について協議し、意見を述べる ・学校運営に必要な支援についても協議 ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べる |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・年2回委員会を開催する | <ul style="list-style-type: none"> ・年3回開催を想定 ・教育委員会規則の制定が必要 ・委員報酬の予算確保が必要 |

(2) 従来の松本版コミュニティスクール事業とモデル校の運営組織のイメージ図

現在のイメージ図



国型制度を導入した新たなイメージ図



松本市教育委員会規則第 号

松本市学校運営協議会規則を次のように定める。

令和5年 月 日

松本市教育委員会

松本市学校運営協議会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

（協議会の目的）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、松本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び学校長(幼稚園長を含む。以下同じ。)の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成できると認められる学校に協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、当該学校の学校長、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、協議会を置くものとする。

（学校運営に関する基本的な方針）

第4条 対象学校(協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。)の学校長は、学校教育目標及び学校経営計画に関する事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

2 対象学校の学校長は、前項の承認を受けた基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

（協議会の役割）

第5条 協議会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 前条第1項に規定する承認に関すること。
- (2) 対象学校の運営に関する事項について協議すること。

- (3) 対象学校の運営への必要な支援に関する事項について協議すること。
- (4) 対象学校の児童生徒の健全育成に関する事項について協議すること。
- (5) その他対象学校の学校長が必要があると認める事項について協議すること。

(意見の申出)

第6条 協議会は、前条第2号から第5号までに掲げる事項について教育委員会又は学校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の学校教育目標及び学校経営計画に基づく職員の採用その他の任用に関する事項(特定の個人に関するもの及び分限処分、懲戒処分、勤務条件の決定等に関するものを除く。)に関して、任命権者に意見を述べるることができる。この場合において、県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員をいう。)に係る事項については、教育委員会を経由するものとする。

3 協議会は、前2項の規定により任命権者又は教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、学校長の意見を聴取するものとする。

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから、対象学校の学校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) その他教育委員会が適当であると認める者

2 教育委員会は、対象学校の学校長から申出があったときは、前項の規定による委員の委嘱又は任命について、当該学校長から意見を聴くものとする。

3 委員に欠員を生じた場合には、教育委員会は、新たな委員を委嘱し、又は任命することができる。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に掲げるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第9条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 第7条第3項の規定により新たに委嘱され、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第10条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会議を招集し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第12条 協議会は、会長が会議の開催日の7日前までに、議題を示して招集する。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。
- 5 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開)

第13条 協議会の会議は、公開する。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について、正しい理解を得るために必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の学校長は、協議会が適切な合意形成を行えるよ

うにするため、必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員が第8条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。

(運営に関する評価と情報提供)

第17条 協議会は、対象学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開する等、情報提供に努めなければならない。

(運営等)

第18条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。